

第六十四回 参議院法務委員会會議録第二号

昭和四十五年十二月十日(木曜日)
午前十時十八分開会

委員の異動

十一月二十五日
辞任
小平 芳平君
山田 徹一君
補欠選任
阿部 憲一君
浅井 亨君

委員長の異動

十一月二十五日小平芳平君委員長辭任につき、その補欠として阿部憲一君を議院において委員に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長 阿部 憲一君
理事 後藤 義隆君
亀田 得治君
浅井 亨君

委員

上田 稔君
江藤 智君
木島 義夫君
堀本 宜実君
山崎 竜男君
松澤 兼人君

衆議院議員

衆議院議員 堀本 宜実君

閣議

閣議 堀本 宜実君

政府委員

政府委員 堀本 宜実君

事務局側

事務局側 堀本 宜実君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○事業活動に伴つて人の健康等に係る公害を生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関する法律案(衆議院送付、予備審査)

○連合審査会に関する件

○委員長(阿部憲一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

このたびは、法務委員長に選任されました。微力ではございますが、委員各位の御指導、御協力をいただきまして、円満なる当委員会の運営を行ないたいと思ひます。何分ともよろしくお願いいたします。(拍手)

○委員長(阿部憲一君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、この際、補欠選任を行ないたいと存じます。

選任につきましては、先例により委員長にこれを一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に浅井亨君を指名いたします。

○浅井亨君 よろしくお願ひいたします。(拍手)

○委員長(阿部憲一君) 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案を議題といたします。まず政府から趣旨説明を聴取いたします。小林法務大臣。

○国務大臣(小林武治君) 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、最近における公害の実情にかんがみ、事業活動に伴つて人の健康にかかる公害を生じさせる行為等について特別の処罰規定等を設けることとするものであります。

申すまでもなく、公害を抑止するには、まずもって、的確にして強力な行政諸施策の実施を必要とするのでありまして、刑事司法の関与する分野にはおのずから限界があり、その果たすべき役割も補充的なものであります。現行の刑法の規定及び関係法令の罰則が公害の実態に照らして必ずしも十分なものとはいへない状況にあることにかんがみ、この際、新たに特別の処罰規定等を設けることにより、現下特に問題とされている人の健康にかかる公害の防止に資するため、この法律案を提出することとした次第であります。その意味におきまして、この法律案は、その内容において他の公害関係行政法規との調和をはかりつつ、総合的な公害防止対策の一環として、公害の防止に寄与しようとするものであります。

この法律案の骨子は、次のとおりであります。第一は、各種公害のうち、人の健康にかかるもののみを対象としている点であります。

公害対策基本法第二条にいう「公害」には、人の健康にかかる被害のほか、生活環境にかかる被害も含まれておりますが、公害による健康上の被害の防止が当面の課題として強く要請されていること、このほか、人の健康にかかる被害と生活環境にかかる被害とは、それを生じさせる行為に対する可罰的評価にかなりの差異があること、公害による生活環境にかかる被害の態様は千差万別で類型性に欠けていること等にかんがみ、当面、人の健康にかかる被害のみを対象とすることが適當である

とする考えによるものであります。

第二は、事業活動に伴う有害物質の排出により、公衆の生命または身体に危険を生じさせる行為を処罰すべき行為の基本類型として定めている点であります。

まず、事業活動に伴つて生ずる公害に限った趣旨は、今日問題とされている人の健康にかかる公害のほとんど大部分が何らかの事業活動に関連して生ずるものであり、家庭暖房、家庭排水等の日常生活に伴うものは、その性質上、これを事業活動に伴うものと同等に評価してこの法律案の対象に含めることは妥当でないとする考えによるものであります。次に、公衆の生命または身体に危険を生じさせた段階で処罰することとした理由は、人の健康にかかる公害の防止をはかるためには、現実に人の健康を害する結果の発生を待つまでもなく、公衆の生命、身体に危険を生じさせた段階で、これを処罰し得るものとしなければ十分な効果を期待することができないからであります。

第三は、行為者のほか、法人等の事業主をも処罰し得るものとするため、いわゆる両罰規定を設けることとしている点であります。

この法律案が対象としている公害を生じさせる行為は、事業活動の一環として行なわれるものでありますので、直接の行為者である従業者等のほか、当該事業活動の主体である事業主をも処罰するたてまえをとることが、事柄の実態に照らして必要かつ當然であると考えからであります。

第四は、厳格な条件のもとに推定規定を設けることとしている点であります。

公害の実態を見ますと、特定の工場または事業場から人の健康を害する物質が大量に排出されており、現に公衆の生命または身体に危険な状態が生じておりました。同種物質の混入等により、その工場または事業場から排出された物質と

右の危険状態との結びつきを確証し得ない場合もあり得るものと考えられます。そこで、このような公害現象の特殊性にかんがみ、人権保障の要請を十分考慮しつつ、厳格な条件のもとに右の排出された物質と現に発生している状態との関係を推定するものとする規定を設けることとしたのであります。

そのほか、この種事件の特殊性、複雑性等にかんがみ、その適正かつ妥当な処理をはかるため、事業主に対する公訴の時効期間及び第一審の裁判権について、それぞれ所要の措置を講ずることとしたしております。

以上が人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(阿部憲一君) 本案に対する自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(阿部憲一君) 事業活動に伴って人の健康等に係る公害を生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関する法律案を議題といたします。

発議者衆議院議員畑和君から趣旨説明を聴取いたします。畑和君。

○衆議員議員(畑和君) ただいま議題となりました事業活動に伴って人の健康等に係る公害を生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関する法律案につき、日本社会党、公明党、民社党の三党を代表いたしまして、提案の理由及びその内容の概略を御説明いたします。

今日、四大公害裁判といわれる、熊本及び新潟水俣病、四日市ぜんそく、及びイタイイタイ病患者による訴訟が、きわめて難航している最大の理由は、加害者企業に故意または過失があったかどうか、の究明にあります。これが重大な論点になるのは、加害者側に故意または過失がないとするならば、被害者に対する損害賠償を命じることが、原則的に不可能だからであります。

このように、公害にかかる民事訴訟において、無過失賠償責任制度が確立していないために、被害者は、長引く訴訟と過重な訴訟費用の負担にあえぎながら、加害者側の故意または過失を立証するために、みずから苦戦に満ちた努力を続けなければなりません。

民事上の無過失賠償責任制度は、すでに鉱業法、水洗炭業法、労働基準法などで確立していることを勘案するならば、公害訴訟にこれを適用できない合理的な理由はどこにもございません。この制度がないまま、被害者救済制度を設けてみても、それはさるで水をくむがごとしといわなければならないのであります。

これが本法案の提案理由であります。

次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一は、本法案は、公害問題についての企業側の損害賠償責任について、民法の故意過失主義という一般原則に対する重大な特例を規定しようとするものであります。

第二は、本法案の眼目とするものは、事業者は、事業活動に伴って排出する物質によって、人の生命または人の食用に供される動植物の生産にかかると人の権利を侵害したときは、故意または

過失がなくても、その損害を賠償する責めに任ずる、としたこととあります。すなわち、公害を発生させた事業者は、無過失責任、換言すれば一種の結果責任を負わせんとするものであります。

なお、本法案の対象となる損害は、まず人の生命と健康、次いで人の食用に供される動植物の生産にかかると人の財産権に限定しました。食用動植物の生産にかかると人の財産権の侵害を対象としたのは、これら動植物の被害が、直接人間の生存につながるものだからであります。

また、本法案の適用を受ける事業者の範囲は、右の公害を生ずる可能性の最も大きい製造加工業者、土木建築業者、運送事業者などであります。

以上、本法案を提出いたしました理由及びその大要について御説明申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いするものであります。

○委員長(阿部憲一君) 本案に対する自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(阿部憲一君) 連合審査会に関する件についておはかりいたします。

公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を改正する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案について、公害対策特別委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議がございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案について、公害対策特別委員会から連合審査会開会の申し入れがありました場合には、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会につきましては、委員長においてあらかじめ公害対策特別委員長と協議いたしました結果、公害関係法案が付託されている八委員会の連合審査会を開会することとし、その日取りは、一応明十一日及び十二日の二日間、いずれも午前十時から開会することになりましたので、御了承をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十分散会

十二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案

一、事業活動に伴って人の健康等に係る公害を生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関する法律案(衆)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

別表を次のように改める。

區 分 報 酬 月 額

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官		六六六、五〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事		四八三、二〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官		四三〇、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官		四〇〇、〇〇〇円
一 号	一	三八〇、〇〇〇円
二 号	二	三四〇、〇〇〇円
三 号	三	三〇〇、〇〇〇円
四 号	四	二六〇、〇〇〇円
五 号	五	二二二、〇〇〇円
六 号	六	二〇四、〇〇〇円
七 号	七	一七五、〇〇〇円
八 号	八	一五八、〇〇〇円
一 号	一	二三三、六〇〇円

							判 事 補										
七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十二 号	十一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号
二一八、七〇〇円	一三三、六〇〇円	一四一、五〇〇円	一七五、〇〇〇円	二〇四、〇〇〇円	二三二、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	五四、五〇〇円	五七、三〇〇円	六二、一〇〇円	六五、六〇〇円	七三、六〇〇円	七七、六〇〇円	八四、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九八、八〇〇円	一〇八、〇〇〇円	一一八、七〇〇円

簡易裁判所判事

八号	一〇八、〇〇〇円
九号	九八、八〇〇円
十号	九〇、〇〇〇円
十一号	八四、〇〇〇円
十二号	七七、六〇〇円
十三号	七三、六〇〇円
十四号	六五、六〇〇円
十五号	六二、一〇〇円
十六号	五七、三〇〇円
十七号	五四、五〇〇円

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律第十五条及び別表の規定は、昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)から適用する。

2 切替日の前日において第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律別表(以下

「改正前の別表」という。)に掲げる五号又は六号の報酬を受ける判事及び二号又は三号の報酬を受ける簡易裁判所判事の切替日における報酬の号は、切替日の前日においてその者の受ける報酬月額等を基準として、最高裁判所が定める。

3 切替日以後この法律の施行の日の前日までの間に改正前の別表に掲げる五号又は六号の報酬を受けるに至つた判事及び二号又は三号の報酬を受けるに至つた簡易裁判所判事のその受けるに至つた日における報酬の号は、その日において改正前の別表によりその者の受ける報酬月額を基準として、最高裁判所が定める。

別表

4 裁判官が切替日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律
(檢察官の俸給等に関する法律の一部改正)
第一条 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「調整手当」の下に、「住居手当」を加える。

別表を次のように改める。

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	四八三、二〇〇円
次 長 検 事	三九〇、〇〇〇円
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	四〇〇、〇〇〇円
そ の 他 の 検 事 長	三九〇、〇〇〇円
一 号	三八〇、〇〇〇円
二 号	三四〇、〇〇〇円
三 号	三〇〇、〇〇〇円
四 号	二六〇、〇〇〇円
五 号	二二二、〇〇〇円
六 号	二〇四、〇〇〇円
七 号	一七五、〇〇〇円

検

事

八	号	一五八、〇〇〇円
九	号	一三三、六〇〇円
十	号	一一八、七〇〇円
十一	号	一〇八、〇〇〇円
十二	号	九八、八〇〇円
十三	号	九〇、〇〇〇円
十四	号	八四、〇〇〇円
十五	号	七七、六〇〇円
十六	号	七三、六〇〇円
十七	号	六五、六〇〇円
十八	号	六二、一〇〇円
十九	号	五七、三〇〇円
二十	号	五四、五〇〇円
一	号	一七五、〇〇〇円
二	号	一四一、五〇〇円
三	号	一三三、六〇〇円
四	号	一一八、七〇〇円
五	号	一〇八、〇〇〇円

副

検

事

六	号	九八、八〇〇円
七	号	九〇、〇〇〇円
八	号	八四、〇〇〇円
九	号	七七、六〇〇円
十	号	七三、六〇〇円
十一	号	六五、六〇〇円
十二	号	六二、一〇〇円
十三	号	五七、三〇〇円
十四	号	五四、五〇〇円
十五	号	五〇、一〇〇円
十六	号	四六、五〇〇円

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

附則中第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とする。

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)から適用する。

2 切替日の前日において第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律別表(以下「改正前の別表」という。)に掲げる五号又は六号の俸給を受ける検事の切替日における俸給の号は、切替日の前日においてその者の受ける俸給月額等を基準として、法務大臣が内閣総理大臣と協議して定める。

3 切替日以後この法律の施行の日の前日までの間に改正前の別表に掲げる五号又は六号の俸給

を受けるに至つた検事のその受けるに至つた日における俸給の号は、その日において改正前の別表によりその者の受ける俸給月額を基準として、法務大臣が内閣総理大臣と協議して定める。

4 検察官が切替日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案
人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、事業活動に伴つて人の健康に係る公害を生じさせる行為等を処罰することにより、公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まつて人の健康に係る公害の防止に資することを目的とする。

(故意犯)

第二条 工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質(身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む。以下同じ。)を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(過失犯)

第三条 業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(推定)

第五条 工場又は事業場における事業活動に伴い、当該排出のみによつても公衆の生命又は身体に危険が生じうる程度に人の健康を害する物質を排出した者がある場合において、その排出によりそのような危険が生じうる地域内に同種の物質による公衆の生命又は身体に危険が生じているときは、その危険は、その者の排出した物質によつて生じたものと推定する。

(公訴の時効期間)

第六条 第四条の規定により法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、各本条の罪についての時効の期間による。

(第一審の裁判権)

第七条 この法律に定める罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。

附 則

この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

事業活動に伴つて人の健康等に係る公害を生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関する法律案
事業活動に伴つて人の健康等に係る公害を生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、事業活動に伴つて公害を生じさせた事業者に当該公害による人の健康等に係る被害につき無過失損害賠償責任を負わせる制度を確立し、事業者の事業活動の責任を明らかにするとともに、被害者の救済を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「公害」とは、環境保全基本法(昭和 年法律第 号)第三条第三項に規定する公害をいう。

かにするとともに、被害者の救済を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、環境保全基本法(昭和 年法律第 号)第三条第三項に規定する公害をいう。

2 この法律において「事業者」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八條第一号から第四号までに掲げる事業を行なう者をいう。

(無過失損害賠償責任)
第三条 事業者は、工場又は事業場における事業活動に伴つて公害を生ずる物質を排出し、よつて他人の生命若しくは身体又は通常人の食用に供される動植物の生産に係る他人の権利を害したときは、故意又は過失がなくても、その損害を賠償する責に任ずる。

(適用除外)

第四条 前条の規定は、事業者の事業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、適用しない。

(民法の適用)

第五条 事業者が工場又は事業場における事業活動に伴つて公害を生じさせた場合における事業者の損害賠償の責任については、第三条の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

(他の法律の適用)

第六条 事業者が工場又は事業場における事業活動に伴つて公害を生じさせた場合における事業者の損害賠償の責任については、民法以外の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。

昭和四十五年十二月十四日印刷

昭和四十五年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局